

事 務 連 絡
平成24年7月11日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校に設置している遊具の安全確保について

平成24年6月24日（日）に、児童遊園の木製シーソーにおいて、7歳男児（負傷者）が他の子どもと遊んでいたところ、負傷者が座っていた着座部が高く上がった際に、当該着座部の一部が割れ、そのはずみで右肘から地面に落下し、右上腕部を骨折する事故が発生し、別紙のとおり、国土交通省から各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されましたので、参考のため送付します。

学校に設置している遊具については、従来より、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別添1を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校施設主管課及び安全主管課におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係
T e l 03-5253-4111（内線2917）

事務連絡

平成24年6月29日

各都道府県及び政令指定都市
都市公園管理担当課長様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

公園施設の安全管理の強化について

平成24年6月24日（日）に、児童遊園の木製シーソーにおいて、7歳男児（負傷者）が他の子どもと遊んでいたところ、負傷者が座っていた着座部が高く上がった際に、当該着座部の一部が割れ、そのはずみで右肘から地面に落下し、右上腕部を骨折する事故が発生したので、別添のとおりお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（以下、「指針」という）の「4-3（1）点検手順に従った確実な安全点検」において、「日常点検においては、構造部材についてはぐらつきや、腐食・腐朽が進みやすい基礎部分の状態などに、また、消耗部材については、部材の脱落・消失、破損がないか、変形や摩耗の有無、度合いなどに、着眼して行う」こととしている。

都市公園の安全管理にあたっては、平成20年8月に、遊具の老朽化対策及び点検体制の強化を図る観点から「指針」の改定を行い、公園管理者に通知したところである。貴職におかれては、「指針」の内容を踏まえ、今後も日常点検等の確実な実施による公園施設の安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村に周知徹底されたい。

【事故の概要】

■ 発生日時 平成24年6月24日（日）

■ 発生場所 人口約20万人の都市

■ 発生公園 児童遊園

- 状 況
- ・ 児童遊園の木製シーソーにおいて、7歳男児（負傷者）が他の子どもと遊んでいたところ、負傷者が座っていた着座部が高く上がった際に、当該着座部の一部が割れ、そのはずみで右肘から地面に落下し、右上腕部を骨折した。
 - ・ 当該遊具は昭和42年2月に設置されたもので、シーソーの老朽化が原因であったが、日常点検及び定期点検では発見することができていなかった。
 - ・ 事故発生後、シーソー腕部を取り外し、脚部のロープを張り使用禁止の看板を設置し、今後、脚部についても撤去し、全て撤去する予定。

■ 事故関連写真等



事故発生箇所



シーソー着座部破損状況